

**匝瑳市消防委員会**  
**— 会議結果概要 —**

○開催日時 平成27年10月21日（水）午後1時30分～午後2時45分

○場 所 匝瑳市役所議会棟2階第3委員会室

○出席委員 第1号委員 山崎等、増田正義、都祭広一  
第2号委員 石田進康、秋山忠史、山崎克男  
第3号委員 畔蒜晴夫、及川重幸、太田康晴、子安馨、  
鈴木淳一

（名簿順）

○欠席委員 第3号委員 藤井嘉徳

○市出席者 太田安規市長

（事務局／総務課）渡辺則孝課長、佐久間三喜男主幹、椎名貴之主査補

**1 開 会**

**2 あいさつ**

太田安規匝瑳市長あいさつ

及川重幸委員長あいさつ

**3 議 事**

**（1）消防団の現状について（報告）**

**（ア）組織について**

＜事務局説明＞

資料に基づき説明。

### 主な意見、質問及び回答等

○団本部の人員について、合併後から変わっていると思うが、その経緯と現在の団本部役員の出身分団を教えてください。

＜事務局＞

合併当初は団長1名、副団長6名、分団長7名、副分団長9名、合計23名であった。その後、平成20年4月1日の再編により団長1名、副団長3名、分団長7名、合計11名に、平成26年4月1日の再編により団長1名、副団長4名、分団長6名、合計11名に、平成27年4月1日の再編により団長1名、副団長4名、分団長8名、合計13名となっている。

団本部役員の出身分団については、中央分団2名、豊栄分団1名、吉田分団2名、共興分団1名、野田分団4名、栄分団3名となっている。

＜太田委員＞

有事の際には、団本部役員は各地区にバランスよく配置していただこうがよいので、今後はその点も考慮してほしい。

○消防団へ入団する際の年齢制限はあるか。

＜事務局＞

条例で18歳以上と定めている。なお、上限については定めていない。

ちなみに、現在の団員の最高年齢は63歳である。

### (イ) 報酬、費用弁償について

＜事務局説明＞

資料に基づき説明。

### 主な意見、質問及び回答等

○報酬について、県内の他市町村と比べてかなり低いため、上げてほしい。

＜事務局＞

来年度の報酬については、今後検討していく。

なお、近隣市町の報酬について、横芝光町が今年の4月に改正を行い、団員階級の報酬を1万7千9百円から2万円に上げている。

また、県内の市町村の改正状況を見ると、団長から団員までを一律で上げている市町村は少なく、部長、班長、団員のみを上げる、班長、団員のみを上げる、または団員のみを上げるといった傾向になっている。

近隣では、銚子市が3万円、旭市が1万7千円、香取市・山武市・多古町・横芝光町が2万円、そして匝瑳市が1万6千円となっている。

## ○費用弁償についても上げてほしい。

<事務局>

費用弁償について、匝瑳市は一律1千円であるが、近隣市町では銚子市が匝瑳市と同じく一律1千円、旭市は火災出動が6千円、浦安市・流山市は7千円となっている。香取市・多古町・東庄町は費用弁償がない。

また、国から地方交付税は配分されているが、これまでは団員の装備等の充実に重点を置いて配分してきたので、その点は御理解をしていただきたい。

## (ウ) 消防車両、施設等について

<事務局説明>

資料に基づき説明。

## 主な意見、質問及び回答等

### ○来年度の車両更新予定はどうなっているか。

<事務局>

来年度に満20年を迎える車両がポンプ自動車は1台、小型動力ポンプ付積載車は3台あり、これらが更新対象となるが、車両やポンプの状態を見て検討していきたい。

### ○機庫は各部に必ずあるものなのか、また、トイレは整備されているか。

<事務局>

機庫は統合機庫も含め全ての部に設置されており、市内に37施設ある。そのうち、トイレ設置施設は14施設であり、古い施設にはトイレがなく、新しい施設にはトイレが設置されている傾向がある。

また、団員から特にトイレの設置要望は上がってきていないが、今後新たに設置（建替え）する施設にはトイレは必須と考えている。

<都祭委員>

機庫はトイレが利用できる公共施設の近くに設置されているものなのか。

<事務局>

機庫によってさまざまだが、必ずしも公共施設の近くに設置されているものばかりではない。

<都祭委員>

トイレだけを設置する計画はないか。

<事務局>

そういった計画はないが、新たに設置（建替え）する施設にはトイレを設置する考えである。

また、団員から要望があれば検討していきたい。

### **○機庫を建て替える場合、市からの補助金はあるのか。**

<事務局>

市からの補助については、1㎡あたり10万5千円以内を基準としており、平屋建ての場合は延べ床面積46.37㎡以下（4,868,850円）、二階建ての場合は49.68㎡以下（5,216,400円）を基準としている。

<太田委員>

その基準は10年以上前のものであり、当時はトイレ・浄化槽なしでその金額であった。

現在、トイレ・浄化槽ありでその金額となるとかなり厳しく、地元の負担が大きくなってしまうため、基準の上限を上げるよう考慮してほしい。

<増田委員>

昨年、横芝光町で機庫を建てており、その際の費用は約1千万円弱かかり、町と地元でお金を負担したと聞いている。

<畔蒜委員>

この基準は、当時、最低限の設備のみを付けて建築し、地元の負担なしで建てられる金額である。今後も、地元の負担なく最低限の機庫を建てられるよう、基準の検討をお願いしたい。

<増田委員>

機庫の場合は、地元の業者がボランティアで建ててくれているという面もあり、原価のみで建てているケースもあるのではないかと。

<事務局>

平成23年度に野田1部（旧野栄第1分団第1部）が機庫（平屋建て）を建てており、4,868,850円で建築している。

補助の基準については、地元の負担がないことを原則とし、近隣市町の状況を確認しながら検討していきたい。

**○最近、防火水槽を撤去している事案が見受けられるが、大規模災害が起きて水道が使用できなくなり火災が多発した場合、防火水槽は必要であると考えられるため、もう一度防火水槽の必要性を考慮すべきではないか。**

<事務局>

防火水槽の撤去は全て個人の土地に設置されているもので、土地所有者からその土地を利用したい要望があった場合に行っている。

その際、消防組合、地元消防団の了承を得た上で行っているが、代替となる消火栓やその他の水利も考慮している。

<山崎委員>

例えば防火水槽を長年設置させてもらっている土地所有者には感謝状を授与する等、防火水槽の撤去を防ぐ努力をしなければならないのではないかと。

また、今後の防災力維持のため、地下埋設型の防火水槽も設置すべきではないかと。

<事務局>

今後、検討していきたい。

## **（２） 消防団事業の実施状況及び実施計画について（報告）**

<事務局説明>

資料に基づき説明。

(3) その他

4 閉 会